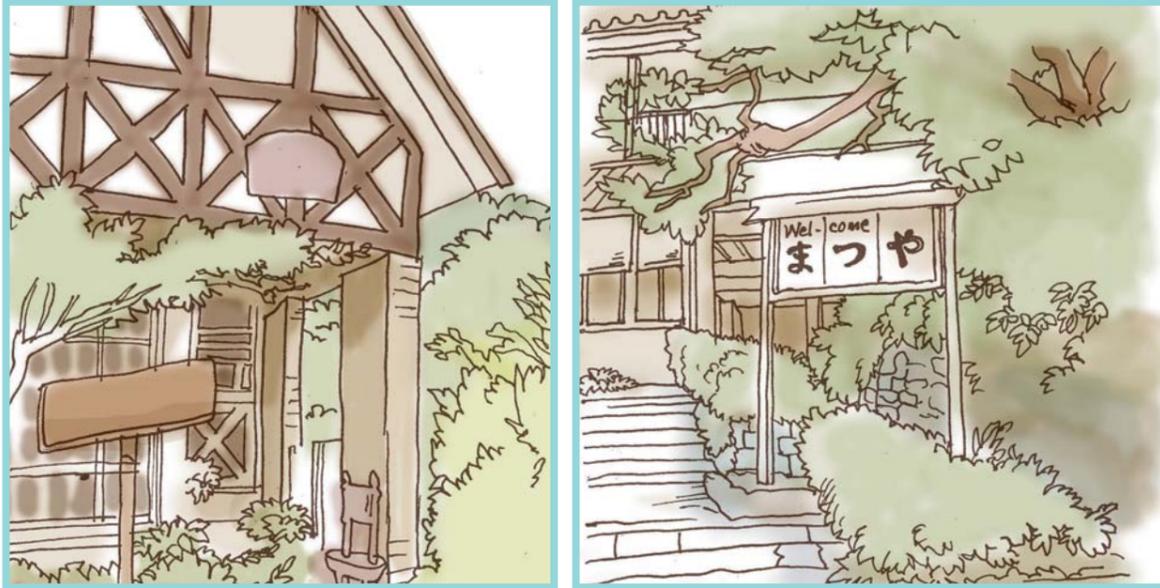
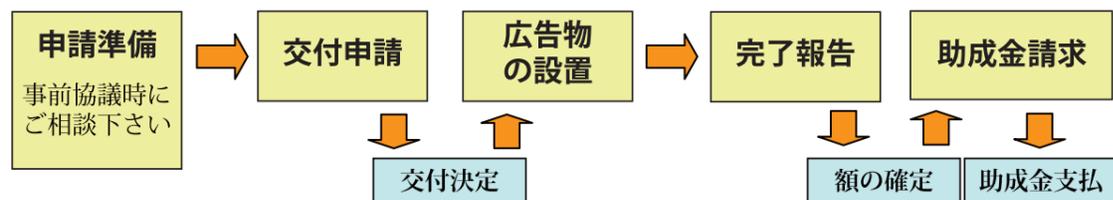


5 広告景観形成基準に基づく屋外広告物のイメージ



6 修景助成制度

広告景観モデル地区内において、地域と調和した良好な広告景観を推進するため、屋外広告物の修景に対して、予算の範囲内で一定の助成を受けることができます。助成を受けられる場合には、定められた申請様式に必要書類を添付のうえ、屋外広告物の設置前までに交付申請を行ってください。



お問合せ

豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL : 0796-23-1712

FAX : 0796-24-8254

E-mail : toshi@city.toyooka.lg.jp

(平成27年3月作成)

豊岡市景観ガイドライン 神鍋高原広告景観モデル地区



豊岡市

1 広告景観モデル地区について

屋外広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な地区を「広告景観モデル地区」として指定し「広告景観形成基準」を定めるとともに、屋外広告物の修景に要する経費の一部を助成することにより、良好な広告景観の形成に向けた地域の方々の取り組みを支援します。

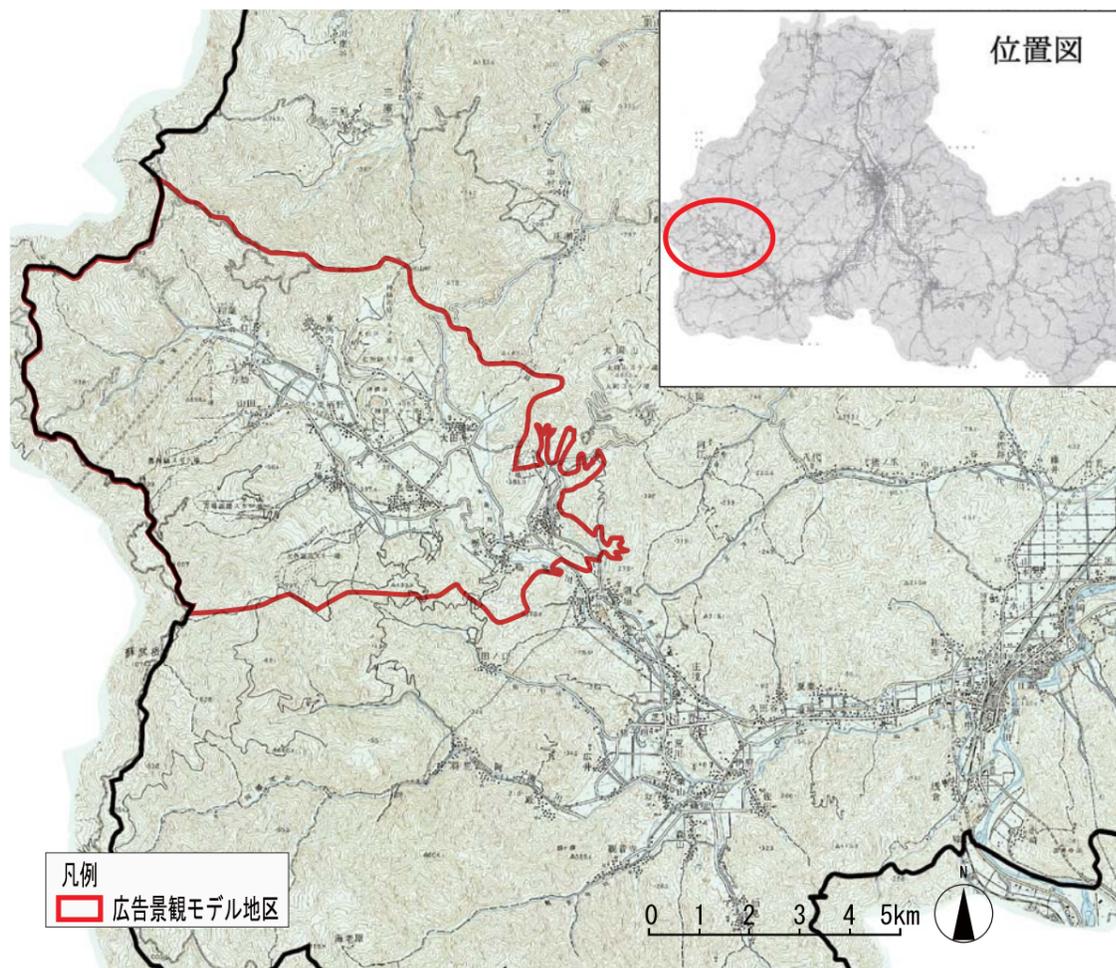
2 神鍋高原広告景観モデル地区の基本方針

本地区は、氷ノ山後山那岐山国定公園及び但馬山岳県立自然公園に指定され、いくつかの集落で構成されている居住地域があるほか、民宿やペンション等も多く、冬はスキー、夏はキャンプ等四季を通じて自然と親しむことのできるスポーツ・レクリエーションの拠点となっていることから、住環境と調和した高原型の観光レクリエーションリゾート地として環境に調和した広告景観の誘導を図ります。

- 高原リゾート地の雰囲気演出するさわやかで美しい広告景観をめざします。
- 神鍋高原の開放的な空間を守るため、設置位置の工夫を行うとともに、高さ・大きさをコンパクトな屋外広告物とします。
- 四季変化する山や高原の豊かな自然環境に十分に考慮した広告景観をめざします。
- 一つのリゾート地として一体的なデザイン化を図り、わかりやすく機能的な広告景観をめざします。

3 神鍋高原広告景観モデル地区の区域

以下の図の区域を広告景観モデル地区に指定しています。



4 広告景観形成基準

(1)共通基準

項目	共通基準
形態	● 電柱利用広告物、街灯利用広告物は設置しない。 ● 自家用広告物以外は、建て植えを基本とする。
位置・配置	● 屋上広告物は設置しない。 ● 道路上に突出しない。
規模	● 総面積は10㎡以下とする。 ● 個数は3個以下とする。 ● 集落内の掲出にあつては、コンパクトなものとなるよう配慮する。
材料	● 劣化や腐食しにくい材料を使用する。
色彩	● 地色・文字色を含め、色数は3色以下とする。 ● 地色は低彩度色(低彩度色とは、マンセル色票系において、R、YR、Y系の色相については彩度4以下、その他の色相については彩度2以下の色をいう。本モデル地区区内において以下同じ。)又は素材色とする。
表示内容	● 店名表示を基本とし、メーカー広告・商品広告の表示を控える。
デザイン	● 民宿に掲出される広告物は、和風で控えめなものとする。 ● ペンション等に掲出されるものは、建物と調和したものとする。 ● 広告物の裏面も景観的な配慮を行う。
その他	● 業種に応じた共通の表示を工夫する。

(2)個別基準

項目	個別基準 (自家用広告物)
建植広告物	● 個数は原則として1個以下とする。 ● 高さは5m以下とする。 ● 地色は低彩度色又は素材色とする。 ● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系において、彩度が10以上の色をいう。本モデル地区区内において以下同じ。)は1色以下とし、アクセント色として使用する。 ● 面積は片面4㎡以下、両面8㎡以下とする。
壁面広告物	● 個数は原則として2個以下とする。 ● 地色は建物と同系色又は調和した素材色を使用する。 ● 高彩度色は1色以下とし、アクセント色として使用する。
突出広告物	● 1階又は2階に設置し、3階以上には設置しない。 ● 建物端部に設置する。 ● 個数は原則として1個以下とする。
その他広告物	● 広告幕・置看板は設置しない。 ● アドバルーン・のぼり・旗は、恒常的な掲出は避け、イベント時のみとする。
項目	個別基準 (管理用広告物・案内図板・案内誘導広告物)
管理用広告物	● 高さは1.5m以下、個数は2個以下とし、面積はそれぞれ1㎡以下とする。 ● 地色は白またはこれに近い色とし、文字色は黒またはこれに近い色とする。
案内図板	● 高さは3m以下とし、面積は3㎡以下とする。 ● 相互間距離を5m以上確保する。 ● 案内図に描かれる地図は図案化したり、鳥瞰図とする等とし、しゃれたデザインとする。 ● 高彩度色は1色以下とし、アクセント色としてのみ使用する。 ● 原則として外照式の照明を設置する。
案内誘導広告物	● 集合広告物は高さ3m以下かつ総面積6㎡以下、単独掲出の広告物は高さ3m以下、総面積2㎡以下とする。 ● 単独の案内誘導は3箇所以下とし、分岐点等必要な箇所のみとする。 ● 単独での掲出はできるだけ避け、他の案内誘導広告と併架させる。 ● デザイン・表示内容は他の案内誘導広告と統一感のあるものとする。 ● 集落地内において設置する場合は、地色を低彩度色とする。 ● 高彩度色は1色以下とし、アクセント色としてのみ使用する。 ● 表示内容は施設名称、方向、距離とする。 ● 照明を設置する場合は外照式とする。